

# 都立高等学校等の支援制度のお知らせ

しゅうがくしえんきん  
**就学支援金**  
授業料

## 《授業料が**無料**になります》

対象：「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が30万4200円未満の世帯

手続：1年次は入学前3月と7月の年2回

2年次以降は毎年度7月の年1回

※ 国が保護者に代わり授業料を学校に支払います。  
保護者が直接受け取るものではありません。

きゅうふがたしょうがくきん  
**給付型奨学金**  
資格取得費用・  
検定試験費用等

## 《選択的な教育活動に係る費用軽減》

対象：生活保護受給世帯及び

区市町村民税および都道府県民税の所得割額合計が  
8万5500円未満の世帯

手続：毎年度3月の年1回

給付方法：各学校が指定する選択的教育活動に必要な経費を、  
一定の上限金額内で、東京都が保護者に代わり支払います。

※ 保護者が現金を直接受け取るものではありません。

しょうがく きゅうふきん  
**奨学のための給付金**  
教科書費・教材費・  
学用品・通学用品 等

## 《授業料以外に必要な教育費負担軽減》

対象：生活保護受給世帯及び

区市町村民税の所得割額が非課税の世帯

手続：9月締切（年1回）

給付方法：12月頃保護者口座へ振込みます。返済不要です。

就学支援金を受給できない方へ  
たしせたいじゅぎょうりょうしえん  
**多子世帯授業料支援**

## 《授業料が**半額**になります》

対象：所得要件により就学支援金を受給できず、かつ

保護者の扶養する22歳以下の子が3人以上いる世帯

いくえいしきん  
**育英資金**  
その他の教育費

## 《教育費全般に対する**貸付金**》

手続：4月中旬

貸付方法：指定する口座へ月額1万8000円を振込みます。

※貸付金のため高等学校等卒業後返還義務が生じます。

※お問合せは公益財団法人東京都私学財団へお願いします。

た しえんじぎょう  
**その他支援事業**

東京都教育委員会ホームページでは、

奨学金事業実施団体等の支援制度を紹介しています。

[https://www.kyoiku/metro/tokyo/lg/jp/admission/tuition/tuition/enrollment\\_support.html](https://www.kyoiku/metro/tokyo/lg/jp/admission/tuition/tuition/enrollment_support.html)

※お問合せは各奨学金制度実施団体へお願いします。



手続の時期には、経営企画室からお知らせします。必ず通知を御確認下さい。  
申請等の期日に遅れないよう、御注意ください。

# ご世帯ごとの支援額

桐ヶ丘高校（定時制課程・単位制）の場合

## 奨学のための給付金

保護者の指定する口座に認定額を振り込みます。通学のために必要な学用品や通学用品、教科外活動費等に充てていただくことになります。

## 給付型奨学金

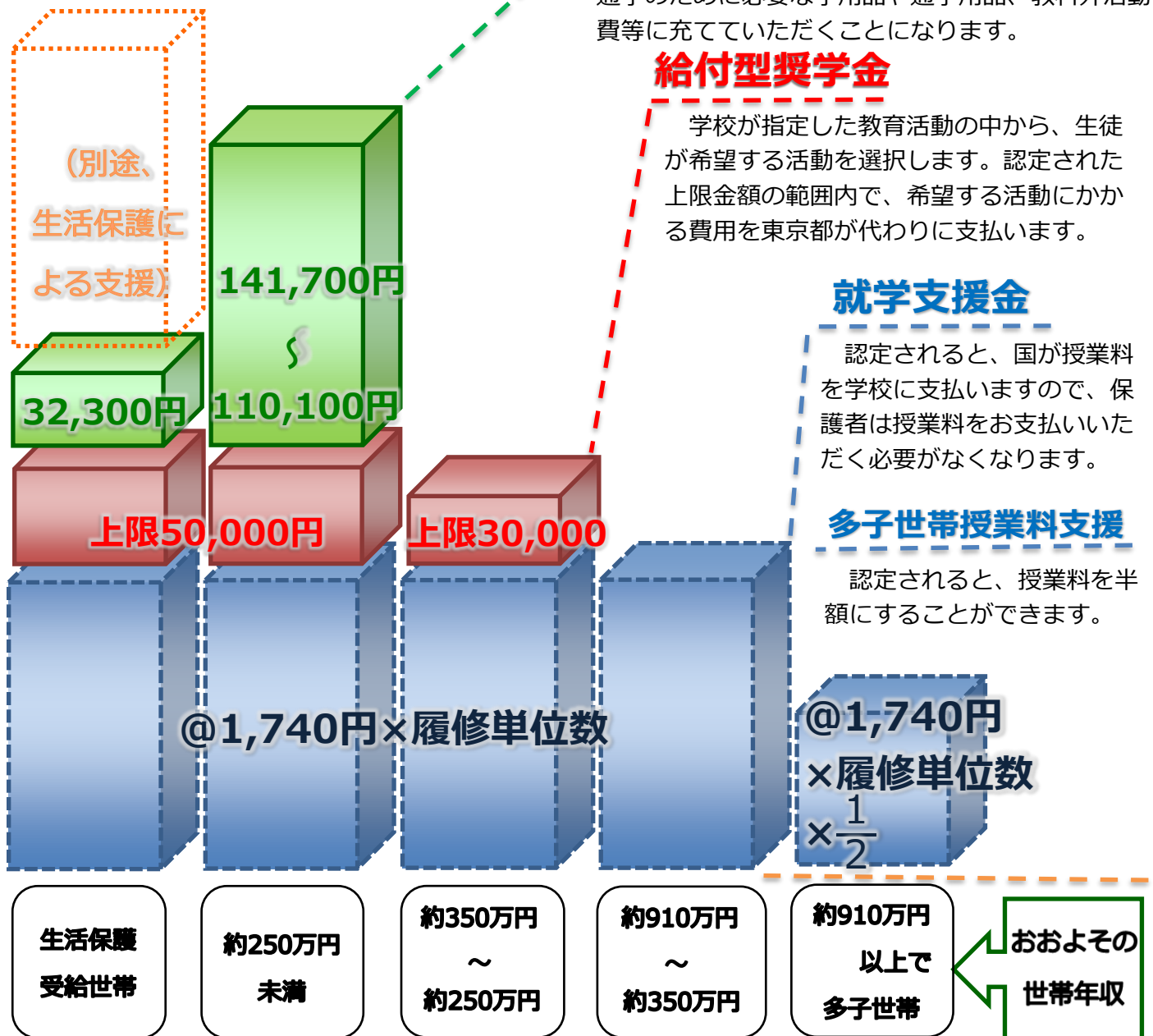
学校が指定した教育活動の中から、生徒が希望する活動を選択します。認定された上限金額の範囲内で、希望する活動にかかる費用を東京都が代わりに支払います。

## 就学支援金

認定されると、国が授業料を学校に支払いますので、保護者は授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

## 多子世帯授業料支援

認定されると、授業料を半額にすることができます。



※ 各支援制度を受けるには、必ず申請が必要となります。

※ 年収はあくまで目安であり、審査は区（市町村）民税所得割額で行います。

※ 令和3年度現在のものであり、審査基準や支給・給付額が変更になる可能性があります。

お問い合わせは都立桐ヶ丘高等学校

☎ 03(3906)2173

経営企画室へお願いします。

8時30分~17時

（土・日・祝日を除く）